

独立行政法人農畜産業振興機構の  
中期目標を達成するための計画  
(中期計画)

制定認可:平成20年 3月31日農林水産省指令19生産第9829号  
変更認可:平成21年 3月 4日農林水産省指令20生産第8853号  
変更認可:平成22年 2月23日農林水産省指令21生産第7657号  
変更認可:平成23年 3月30日農林水産省指令22生産第10031号、同年4月1日施行

## ○独立行政法人農畜産業振興機構中期計画

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食料・農業をめぐる内外の諸情勢の変化に迅速かつ的確に対応して、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという重要な使命を担っている。

機構は、その使命を達成するため、第2期中期目標期間において、機動性を活かしつつ、国の食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づく農政の基本方針に即して、国内外における農畜産物の生産・流通・消費等に係る現場の実情を的確に把握して、民間による取組が困難な場合及び民間の取組を促進する必要がある場合において、以下の取組を行っていくこととする。

- (1) 肉用牛生産者、養豚生産者、生乳生産者、野菜生産者、甘味資源作物・でん粉原料用いも生産者等の経営安定対策及びその補完対策等を着実に実施する。
- (2) 需給調整・価格安定制度を適切に運営するとともに、食の安全・安心に対する国民の関心の高まりや国産農畜産物の安定的な供給に対応するため、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等に対応した緊急対策等を実施する。
- (3) 農畜産物の国際需給は、B R I C s等経済新興国における需要増加、バイオ燃料生産の拡大、干ばつ等異常気象等の影響を受けて複雑化しているため、国内外における農畜産物の需給、価格等に関する動向を迅速かつ正確に把握して生産者や消費者、関係業界等に分かりやすい情報を的確に提供する。

機構は、こうした業務の実施に当たっては、独立行政法人制度の趣旨、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）等に即して、効率化の推進と経費の削減、外部評価と情報公開等の徹底による透明性の確保に努める必要がある。

また、農政の基本方針に即し、事業をシンプルで分かりやすいものに改善していくとともに、可能な限り施策対象に直接作用するものに改善していく必要がある。

このため、機構は、第2期中期目標期間において、

- (1) 引き続き、費用対効果分析手法やコスト分析手法等による補助事業費の削減、事務処理の合理化等を通じた経費の抑制、第三者機関による審査・評価等を含めた業務管理と点検・評価の徹底、諸情勢の変化に即応した組織体制の整備、職員の業務運営能力の向上、迅速かつ透明性の高い業務執行等に取り組む。
- (2) また、畜産業振興事業の事業実施主体の選定への公募制の導入、畜産業務における保有資金の見直し、重要野菜等緊急需給調整事業について機構への機能・実施体制の集約、砂糖・でん粉に係る新たな経営安定対策の定着・効率化、情報収集提供業務の重点化及び効率化、資金の流れ等についての情報公開の推進等に取り組むものとする。

以上を踏まえ、機構は、国民の期待と信頼に応え、以下に掲げる中期計画を確実に遂行することとする。

## 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減する。

ただし、第2の1の(1)の①のアの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの拠出金に係るものを除く。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

### 2 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務の効率化に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。

(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日か

ら実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。

なお、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数が107.1であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表する。

〔参考〕

1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%

2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1

(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

### 3 業務執行の改善

(1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を

行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

- (3) 適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底する等内部統制機能を強化する。

#### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。

また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。

さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

#### 5 補助事業の効率化等

- (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。

- (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。

- ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。
- ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。
- ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。
- ④ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までは利用状況の調査を行う。また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。

- (3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。

- ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
- ② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
- ③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。
- ④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事

業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。

- ⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。
- ⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。
- ⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

また、業務内容等に応じ、それぞれの業務ごとに、アウトカム指標を含む適切な指標をできる限り具体的かつ定量的に設定し、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うことにより、業務の一層の質の向上を図る。

さらに、機構の業務の評価に当たり十分機能する指標を追加していくこととし、その際はより効率的かつ効果的に事業を実施する観点から検討を行うこととする。

### 1 経営安定対策

#### (1) 畜産関係業務

##### ① 畜産業振興事業

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

##### ア 肉用牛対策

肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生

産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。

イ 養豚対策

養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。

ウ 補完対策

経営安定対策の補完対策を行う。ただし、本対策については、事業を縮減する。

(ア) 環境対策

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のため、機械施設の整備等を行う。

(イ) 食肉等流通対策

食肉流通の合理化と安全・安心な食肉供給を図るため、産地食肉センターの効率化等に必要な設備の整備、食肉卸売・小売機能の高度化を図る対策等を行う。

(ウ) 家畜衛生対策

豚コレラ等の家畜伝染病のまん延防止を図るため、畜産農家等が自ら行う互助活動の支援等により養豚農家等の衛生水準を向上させる。

(エ) その他の対策

負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るための長期低利の借換資金の融通、BSE発生農家等への支援、肉骨粉の適正な処分を推進して安全な肉骨粉を供給する体制の整備等を行う。

② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

ア 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

〔参考〕平成18年度実績：18業務日

イ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。

〔参考〕平成18年度実績：9業務日

③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

## ア 交付業務の迅速化

生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：14業務日

## イ 交付状況に係る情報の公表

ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。

また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。

## (2) 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、経営安定の確保等に資するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における資金の保有率の低減等に対応しつつ、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定に係る業務等を以下のとおり実施する。

### ① 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。

〔参考〕平成18年度実績：12業務日

### ② 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。

また、契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を行う。

〔参考〕平成18年度実績：24業務日

### ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が

行う業務に係る助成金については、事務処理の合理化を図ることにより、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：12業務日

#### ④ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。

また、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を実施する。

なお、今中期目標期間におけるモデル事業の実施状況を踏まえて制度化を行う際には、契約指定野菜安定供給事業の実施を取りやめるものとする。

#### ⑤ ホームページによる業務内容の公表

ホームページ等において、透明性を確保する観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。

〔参考〕平成18年度実績：年12回

### (3) 砂糖関係業務

糖価調整制度の収支改善に向けた取組を踏まえ、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施するものとする。

#### ① 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

#### ② 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：18業務日

③ 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。

ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業

てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、計画的な生産に向けた取組を強化するため、直播の導入による省力化の推進、需要に応じた計画的生産の推進及び省力化・低コスト化を推進する技術開発等を行う。〔平成18年度に造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで〕

イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業

「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成等の経営基盤の強化、余剰バガスの還元等の生産基盤の強化及び地域に適応した新品種への転換等の生産技術対策を推進する。〔平成18年度に造成した基金の取崩期間は平成21年度まで〕

④ ホームページによる業務内容の公表

ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

〔参考〕平成18年度実績：翌月の20日

(4) でん粉関係業務

① でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

② 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

③ ホームページによる業務内容の公表

ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん

粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

## 2 需給調整・価格安定対策

### (1) 畜産関係業務

#### ① 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、ホームページ等においてその情報を公表する。また、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。

#### ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

〔参考〕平成4年度実績：16業務日

#### ③ 指定乳製品等の輸入・売買

ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては、80日以内）に売渡しを行う。

〔参考〕平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは、84日）

イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。

ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しの当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において

情報を公表する。

オ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。

#### ④ 学校給食用牛乳供給事業

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。

### （2）野菜関係業務

#### ① 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。

また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を、機構において一元的に行う体制に移行して、適正な業務運営を図る。

#### ② ホームページによる業務内容等の公表

ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。

〔参考〕平成18年度実績：年12回

### （3）砂糖関係業務

砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。

〔参考〕平成18年度実績：翌月の20日

### （4）でん粉関係業務

でん粉については、輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を

翌月の15日までに公表する。

### 3 緊急対策

#### (1) 畜産関係業務

口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行うとともに、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを行う。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。

#### (2) 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。

### 4 資金の流れ等についての情報公開の推進

#### (1) 畜産関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。

このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

また、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくことと

する。

## (2) 野菜関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。

## (3) 砂糖関係業務

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月までに機構において公表する。

また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。

## (4) でん粉関係業務

機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。

## 5 情報収集提供業務

### (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供

① 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

② ①の委員会における検討結果等に基づき、需給等関連情報を提供する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。

また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。

さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

(3) 需給等関連情報の迅速な提供

情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。

また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。

(4) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

- ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。
- ② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。

(5) ホームページの活用等

- ① 国民に対する情報提供の充実を図るため、アンケート調査結果等を踏まえたホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。

〔参考〕平成18年度実績：543万件（ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。）

- ② また、消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。

(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。

(7) 照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(8) 事業規模の縮減

業務の実施に当たっては、海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成20年度～平成24年度予算

(1) 総計

単位：百万円

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	11,271
国庫補助金	56,287
その他の政府交付金	498,084
業務収入	394,947
拠出金	19,714
負担金	14,692
納付金	14,692
資金より受入	45,685
借入金	312,324
諸収入	84,414
計	1,452,112
支出	
業務経費	1,192,490
借入金償還	277,887
人件費	13,699
一般管理費	3,322
その他支出	6,667
計	1,494,065

[人件費の見積り] 期間中総額10,380百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象

から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、10,473百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,870
その他の政府交付金	368,570
業務収入	199
畜産振興事業拠出金	19,714
調整資金より受入	24,614
畜産業振興資金より受入	21,070
諸収入	77,503
計	514,541
支出	
業務経費	437,083
畜産振興事業費	434,887
情報収集提供事業費	1,929
その他業務経費	268
肉用子牛勘定へ繰入	72,056
人件費	4,357
一般管理費	1,008
その他支出	10
計	514,515

[人件費の見積り] 期間中総額3,257百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、3,276百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(3) 野菜勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
国庫補助金	56,287
野菜事業負担金	14,692
野菜事業納付金	14,692
諸収入	6,283
計	91,955
支出	
業務経費	115,020
指定野菜価格安定対策事業費	100,986
契約指定野菜安定供給事業費	1,985
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費	7,334
契約特定野菜等安定供給促進事業費	222
重要野菜等緊急需給調整事業費	3,950
野菜構造改革促進特別対策事業費	171
野菜流通消費合理化推進事業費等	372
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	2,392
人件費	2,777
一般管理費	668
その他支出	1,229
計	122,086

[人件費の見積り] 期間中総額2,145百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、2,169百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(4) 砂糖勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	5,505

その他の政府交付金	36,610
業務収入	274,041
借入金	273,314
諸収入	29
計	589,498
支出	
業務経費	331,844
糖価調整事業費	216,932
国庫納付金	113,964
その他業務経費	949
借入金償還	246,868
人件費	3,653
一般管理費	933
その他支出	2,465
計	585,762

[人件費の見積り] 期間中総額2,745百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、2,768百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	2,312
その他の政府交付金	446
業務収入	73,930
借入金	39,010
諸収入	1
計	115,699
支出	
業務経費	82,811
でん粉価格調整事業費	46,485

焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業費	446
国庫納付金	35,152
その他業務経費	728
借入金償還	31,020
人件費	1,254
一般管理費	330
その他支出	314
計	115,730

〔人件費の見積り〕 期間中総額933百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、957百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

〔運営費交付金の算定ルール〕 別紙のとおり

(6) 生糸勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	11
計	11
支出	
業務経費	1
生糸売買事業費	1
その他支出	10
計	11

(注記) 蚕糸関係業務については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、「現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。」とされているところであり、本表は、第169回国会に提出されている生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案が成立するまでの暫定措置とするものである。

(7) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
-----	-----

収入	
その他の政府交付金	92,459
業務収入	46,766
諸収入	555
計	139,780
支出	
業務経費	153,803
加工原料乳補給金事業費	112,870
輸入乳製品売買事業費	40,933
人件費	1,050
一般管理費	249
その他支出	247
計	155,349

〔人件費の見積り〕 期間中総額841百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、845百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(8) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	584
畜産勘定より受入	72,056
諸収入	16
計	72,657
支出	
業務経費	71,924
肉用子牛補給金等事業費	71,924
人件費	600
一般管理費	132
計	72,657

〔人件費の見積り〕 期間中総額454百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする

る独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、455百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

(9) 債務保証勘定 (単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
諸収入	27
計	27
支出	
業務経費	3
保証業務費	3
人件費	7
一般管理費	1
計	11

[人件費の見積り] 期間中総額5百万円を支出する。

ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を除いた額である。

なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費を合わせた総額は、5百万円である。

また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2 収支計画

平成20年度～平成24年度収支計画

(1) 総計 (単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	1,287,128

経常費用	1,287,128
業務経費	1,187,685
資金繰入	77,984
人件費	13,699
一般管理費	3,297
その他支出	4,255
減価償却費	208
収益の部	1,242,782
経常収益	1,172,456
運営費交付金収益	11,271
補助金等収益	640,995
業務収入	390,261
資金戻入	115,823
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返補助金戻入	23
諸収入	14,073
特別利益	70,326
前期損益修正益	70,326
純損失	△44,346

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	590,104
経常費用	590,104
業務経費	437,083
畜産振興事業費	434,887
情報収集提供事業費	1,929
その他業務経費	268
肉用子牛勘定へ繰入	72,056
畜産業振興資金繰入	75,582
人件費	4,357
一般管理費	982
減価償却費	43
収益の部	590,104
経常収益	519,778
運営費交付金収益	2,870
補助金等収益	509,541
業務収入	199
諸収入	7,168

特別利益	70,326
前期損益修正益	70,326
純利益	0

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	122,106
經常費用	122,106
業務経費	115,020
野菜生産出荷安定等事業費	115,020
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	2,392
人件費	2,777
一般管理費	668
その他支出	1,229
減価償却費	20
収益の部	122,106
經常収益	122,106
野菜事業資金戻入	115,823
諸収入	6,283
純利益	0

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	338,919
經常費用	338,919
業務経費	331,844
糖価調整事業費	216,932
国庫納付金	113,964
その他業務経費	949
人件費	3,653
一般管理費	933
その他支出	2,465
減価償却費	24

収益の部	318,147
經常収益	318,147
運営費交付金収益	5,505
補助金等収益	38,549
業務収入	274,041
資産見返運営費交付金戻入	7
資産見返補助金戻入	23
諸収入	23
純損失	△20,771

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	84,713
經常費用	84,713
業務経費	82,811
でん粉価格調整事業費	46,485
焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業費	446
国庫納付金	35,152
その他業務経費	728
人件費	1,254
一般管理費	330
その他支出	314
減価償却費	3
収益の部	76,692
經常収益	76,692
運営費交付金収益	2,312
補助金等収益	446
業務収入	73,930
資産見返運営費交付金戻入	3
諸収入	1
純損失	△8,022

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

る。

(6) 生糸勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	11
経常費用	11
業務経費	1
生糸売買事業費	1
蚕糸業振興資金へ繰入	10
収益の部	11
経常収益	11
業務収入	11
純利益	0

(注記) 蚕糸関係業務については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、「現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。」とされているところであり、本表は、第169回国会に提出されている生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案が成立するまでの暫定措置とするものである。

(7) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	150,663
経常費用	150,663
業務経費	149,117
加工原料乳補給金事業費	112,870
輸入乳製品売買事業費	36,247
人件費	1,050
一般管理費	249
その他支出	247
収益の部	135,094
経常収益	135,094
補助金等収益	92,459
業務収入	42,080
諸収入	555
純損失	△15,569

## (8) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	72,657
經常費用	72,657
業務経費	71,805
肉用子牛補給金等事業費	71,805
人件費	600
一般管理費	133
減価償却費	118
収益の部	72,657
經常収益	72,657
運営費交付金収益	584
畜産勘定より受入	72,056
諸収入	16
純利益	0

(注記) 当勘定における退職手当については、農畜産業振興機構役員退職手当支給規程及び同職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## (9) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	11
經常費用	11
業務経費	3
保証業務費	3
人件費	7
一般管理費	1
収益の部	27
經常収益	27
諸収入	27
純利益	16

## 3 資金計画

平成20年度～平成24年度資金計画

## (1) 総計

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,933,210
業務活動による支出	1,286,118
投資活動による支出	31,587
財務活動による支出	457,452
次期中期目標期間への繰越金	158,053
資金収入	1,933,210
業務活動による収入	1,162,825
投資活動による収入	71,641
財務活動による収入	475,074
前期中期目標期間よりの繰越金	223,670

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	666,667
業務活動による支出	517,762
投資活動による支出	11,247
次期中期目標期間への繰越金	137,658
資金収入	666,667
業務活動による収入	468,847
投資活動による収入	11,229
前期中期目標期間よりの繰越金	186,591

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	161,026
業務活動による支出	118,079
投資活動による支出	20,000
財務活動による支出	16,697
次期中期目標期間への繰越金	6,251
資金収入	161,026
業務活動による収入	93,570
投資活動による収入	60,066
前期中期目標期間よりの繰越金	7,390

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	725,256

業務活動による支出	342,386
財務活動による支出	382,534
次期中期目標期間への繰越金	336
資金収入	725,256
業務活動による収入	315,910
投資活動による収入	6
財務活動による収入	408,980
前期中期目標期間よりの繰越金	359

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	143,303
業務活動による支出	84,664
財務活動による支出	58,103
次期中期目標期間への繰越金	535
資金収入	143,303
業務活動による収入	76,708
財務活動による収入	66,094
前期中期目標期間よりの繰越金	500

(6) 生糸勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	461
業務活動による支出	1
次期中期目標期間への繰越金	460
資金収入	461
業務活動による収入	11
前期中期目標期間よりの繰越金	450

(注記) 蚕糸関係業務については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、「現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。」とされているところであり、本表は、第169回国会に提出されている生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案が成立するまでの暫定措置とするものである。

(7) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	163,189
業務活動による支出	150,663

次期中期目標期間への繰越金	12,526
資金収入	163,189
業務活動による収入	135,094
前期中期目標期間よりの繰越金	28,095

(8) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	72,891
業務活動による支出	72,539
財務活動による支出	118
次期中期目標期間への繰越金	235
資金収入	72,891
業務活動による収入	72,657
前期中期目標期間よりの繰越金	235

(9) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	416
業務活動による支出	24
投資活動による支出	340
次期中期目標期間への繰越金	52
資金収入	416
業務活動による収入	27
投資活動による収入	340
前期中期目標期間よりの繰越金	49

## 別紙 運営費交付金算定ルール

### [運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

### [運営費交付金の算定ルール]

運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝一般管理費＋業務経費－自己収入

一般管理費＝人件費＋その他一般管理費

人件費＝給与・報酬等＋法定福利費＋退職手当±過年度精算額

給与・報酬等＝前年度給与・報酬等× $\alpha_1$

法定福利費＝前年度法定福利費× $\alpha_2$

その他一般管理費＝（前年度その他一般管理費－前年度特殊要因）× $\beta_1$ × $\gamma_1$ × $\delta_1$ ＋特殊要因

業務経費＝（前年度業務経費－前年度特殊要因）× $\beta_2$ × $\gamma_2$ × $\delta_2$ ＋特殊要因

自己収入＝前年度自己収入× $\varepsilon$

$\alpha$ ：人件費調整係数（各年度予算編成過程において、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく給与・報酬等の削減、昇級原資、給与改定及び法定福利費料率改定等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\beta$ ：効率化係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\gamma$ ：政策係数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\delta$ ：消費者物価指数（各年度予算編成過程において、当年度における具体的な係数値を決定。）

$\varepsilon$ ：自己収入調整係数（各年度予算編成過程において、過年度の実績を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。）

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、当年度の退職手当額。

過年度精算額：各年度の予算編成過程において、過年度における人件費

の過不足額等を勘案し、当年度における具体的な額を決定。

特殊要因：各年度の業務の状況に応じて増減する経費。

(注) 野菜勘定、補給金等勘定及び債務保証勘定については、運営費交付金の措置は行わないことから、上記算定ルールは適用しない。

また、畜産勘定及び肉用子牛勘定については、その他一般管理費及び業務経費の措置は行わない。

[注記] 中期計画予算を試算する上での前提条件

平成20年度は概算決定額、平成21年度以降は以下を前提条件として試算。

1.  $\alpha_1$  (給与・報酬等の人件費調整係数) については、削減目標を踏まえ、平成17年度と比較し、平成22年度で5%、平成23年度で6%削減されるよう調整した額を推定。
2.  $\alpha_2$  (法定福利費の人件費調整係数) については、期間中1.00と推定。
3.  $\beta_1$  (その他一般管理費の効率化係数) については、削減目標を踏まえ、期間中15%の経費を削減されるよう調整した額を推定。
4.  $\beta_2$  (業務経費の効率化係数) については、期間中0.99と推定。
5.  $\gamma$  (政策係数) については、期間中1.00と推定。
6.  $\delta$  (消費者物価指数) については、期間中1.00と推定。
7.  $\varepsilon$  (自己収入調整係数) については、期間中1.00と推定。

#### 第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。

#### 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。

また、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円について、平成23年度中に金銭により納付する。

#### 第6 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

#### 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし

#### 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

##### （1）方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規

採用等を着実に実施する。

さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

## (2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らないものとする。

なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。

### 〔参考1〕

前期中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人

期初の常勤職員数の見込み 215人

期末の常勤職員数の見込み

期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。

### 〔参考2〕

中期目標期間中の人件費総額見込み 10,473百万円

## (3) 業務運営能力等の向上

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。

- ① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。
- ② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。

## 2 長期借入れを行う場合の留意事項

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入れをするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

## 3 施設及び設備に関する計画

予定なし

## 4 積立金の処分に関する事項

畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。